



埼玉県報

第 682 号
令和 8 年(2026 年)
1 月 6 日
火曜日

目 次

告示

- 埼玉県平和資料館の指定管理者の指定（県民広聴課）
- 埼玉県自然学習センター及び北本自然観察公園の指定管理者の指定（みどり自然課）
- 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターの指定管理者の指定（みどり自然課）
- さいたま緑の森博物館の指定管理者の指定（みどり自然課）
- 埼玉県社会福祉総合センターの指定管理者の指定（社会福祉課）
- 埼玉県立嵐山郷の指定管理者の指定（社会福祉課）
- 埼玉県立児童養護施設上里学園の指定管理者の指定（社会福祉課）
- 埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の指定管理者の指定（社会福祉課）
- 埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所の指定管理者の指定（社会福祉課）
- 埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所の指定管理者の指定（社会福祉課）
- 埼玉県立伊豆潮風館の指定管理者の指定（障害者福祉推進課）
- 埼玉県立熊谷点字図書館の指定管理者の指定（障害者福祉推進課）
- 埼玉県立精神保健福祉センターの一部の施設の指定管理者の指定（障害者福祉推進課）
- 埼玉県障害者交流センターの指定管理者の指定（障害者福祉推進課）
- 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定（産業支援課）
- 埼玉県農林公園の指定管理者の指定（農業政策課）
- 埼玉県県民の森の指定管理者の指定（森づくり課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 所沢都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 戸田公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 吉見総合運動公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 荒川大麻生公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 和光樹林公園及び新座緑道の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 狹山稻荷山公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- まつぶし緑の丘公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 権現堂公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 越谷公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）

- 特別県営住宅（シラコバト住宅、鴻巣登戸住宅、与野上落合住宅、春日部内牧住宅、大宮砂住宅及び加須南大桑住宅）の指定管理者の指定（住宅課）
- 特定公共賃貸住宅（鴻巣登戸住宅、加須南大桑住宅、与野上落合住宅及び大宮砂住宅）の指定管理者の指定（住宅課）
- 埼玉県立長瀬げんきプラザの指定管理者の指定（生涯学習推進課）
- 埼玉県立小川げんきプラザの指定管理者の指定（生涯学習推進課）

告 示

埼玉県告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県平和資料館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
NPO法人地域環境緑創造交流協会
埼玉県深谷市櫛引三十七番地十三
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県自然学習センター及び北本自然観察公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人埼玉県生態系保護協会
埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目百三番地一YKビル内
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人トトロのふるさと基金
- 埼玉県所沢市三ヶ島三丁目千百六十九番地の一
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、さいたま緑の森博物館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

石坂産業株式会社

埼玉県入間郡三芳町上富緑千五百八十九番地二

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県社会福祉総合センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
- 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号

- 二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立嵐山郷の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立児童養護施設上里学園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地
- 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県伊豆潮風館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社馬渓商事
東京都目黒区平町一丁目十六番二十四号
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立熊谷点字図書館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人埼玉県ブルーバードホーム
埼玉県熊谷市野原二百四十五番地
- 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立精神保健福祉センターの一部の施設の指定管理者を次のとおり指定了。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会

埼玉県川口市西川口五丁目十一番五号

二 管理する施設

埼玉県立精神保健福祉センター条例（平成十三年埼玉県条例第八十四号）第一

条第四項に規定する自立訓練施設

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県障害者交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
埼玉ふれあい拠点運営共同事業体
東京都千代田区三番町二番地
- 二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県農林公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益社団法人埼玉県農林公社
- 二 指定の期間
埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人 N a t u r e S e r v i c e
埼玉県坂戸市大字厚川百二十六番地一
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前三二六番三、三四六番六
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
道路用地とするため

告 示

埼玉県告示第十九号

所沢市から所沢都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課に
おいて縦覧に供する。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第二十号

日高市から川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第
二十一条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい
て縦覧に供する。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県告示第二十一号

告示

日高市から川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第二十二号

日高市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい
て縦覧に供する。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、戸田公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人埼玉県公園緑地協会
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、吉見総合運動公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
吉見総合運動公園マネジメントネットワーク
- 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

- 二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、荒川大麻生公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
埼玉県生態系保護協会・花園グリーンサービス共同体
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、和光樹林公園及び新座緑道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
和光樹林公園パークナード
埼玉県所沢市緑町一丁目一番十一号
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、狭山稲荷山公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
狭山稲荷山公園パートナーズ
- 埼玉県所沢市緑町一丁目一番十一号

- 二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、まつぶし緑の丘公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

北葛飾郡松伏町

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏二千四百二十四番地

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、権現堂公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
権現堂公園管理事務所
埼玉県幸手市大字千塚千四百八十三番地
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、越谷公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
越谷公園マネジメントネットワーク
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、特別県営住宅（シラコバト住宅、鴻巣登戸住宅、与野上落合住宅、春日部内牧住宅、大宮砂住宅及び加須南大桑住宅）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉県住宅供給公社

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、特定公共賃貸住宅（鴻巣登戸住宅、加須南大桑住宅、与野上落合住宅及び大宮砂住宅）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉県住宅供給公社

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県教委告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立長瀬げんきプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社サンアメニティ

東京都北区王子三丁目十九番七号

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県教委告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立小川げんきプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
オーエンス・アイルグループ
- 東京都中央区銀座四丁目十二番十五号

- 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで